

名家連ニュース

令和2年2月28日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.694号



内閣府
Cabinet Office

第50回 内閣府障害者政策委員会

障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見(案)の概要

2月21日、表記議題で内閣府の政策委員会が開催されましたので資料の概要をお知らせいたします。障害者差別解消法は、国連障害者権利条約の締結に向けた法整備の一環として制定されたものですが、同条約の批准以降、国連障害者権利委員会から一般的意見が示されるなど本年には、日本における「障害者権利条約」の実施状況について、国連障害者権利委員会による初めての審査が行われる予定です。今回の障害者差別解消法の施行3年経過後の見直しに当たっては、この審査を見据えて、同条約との整合性等の観点からも検討が迫られています。 ※詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。

見直しに当たっての基本的な考え方 ー 提出資料より抜粋



▶条約の理念の尊重及び整合性の確保

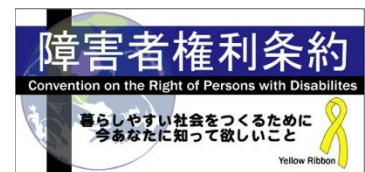
国連障害者権利委員会から同条約の実施において考慮を要する新たな動きも生じている。このため、そうした動向も踏まえつつ、条約の理念の尊重及び一層の整合性の確保を図る観点から見直しを行う。

▶地域における取組等の実情を踏まえた見直し

地方公共団体における施行状況からは、相談事例の蓄積が不十分である地方公共団体や障害者差別解消支援地域協議会の設置等が進んでいない地域がある一方で、条例を制定し、相談・紛争解決の体制整備等に積極的に取り組んでいる地方公共団体があることが判明している。こうした施行状況等の実情を踏まえて、制度や運用を見直すことが必要である。

▶障害者差別解消支援地域協議会について

地域協議会の設置率は、都道府県・政令市においては100%である一方、一般市町村においては約48%にとどまっている。また、開催実績が0回又は1回の一般市町村が約53%であるなど、その活性化も課題となっている。



ー 政策委員会事務局から提出された今回の内容に対する感想 ー (文責/名家連事務局・堀場)

- ◎全体的に「一般論、奇麗ごとの文章」で、具体性に欠け、ガッカリ感は拭えない内容となっている。
- 差別の定義・概念→間接差別や複合差別、関連差別の明確化→賛否両論の意見紹介に留まっている。
- 事業者による合理的配慮の提供について→「義務化」「努力義務化」かの意見を紹介に終わっている。
- 相談・紛争解決の体制整備について→一般論の羅列であり、体制構築への具体策が示されていない。
- 障害者差別解消支援地域協議会→地域間格差の現状紹介→全市町村設置の義務化は示されていない。
- ◎国連障害者権利委員会の審査→日本の条約実施状況は、厳しく指摘されるに違いないと痛感しました。

◆◆◆ 政策委員から文書で提出された(案・意見)の紹介 ◆◆◆

国連障害者権利委員会による審査に向けた今後の審議の進め方について(案)

昨年9月に国連障害者権利委員会において採択された事前質問事項については、本年6月8日までに政府が回答することとされている。このほか、市民社会や障害者権利条約第33条の監視を担う機関からもパラレルレポート(報告)を提出することが可能とされている。

